

議案第41号

ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年 3月 2日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例

ひたちなか市国民健康保険条例（平成6年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第14条中「地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項に規定する金額で市長が定める額」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項に規定する金額で市長が定める額
- (2) その他市長が必要と認めた金額

第17条第1号を次のように改める。

- (1) 法第75条の7第2項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足が生じた場合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市国民健康保険条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(基金)</p> <p>第13条 国民健康保険の健全な運営に資するため、国民健康保険支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第14条 毎年度基金として積み立てる額は、<u>地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項に規定する金額で市長が定める額とする。</u></p> <p>(基金の処分)</p> <p>第17条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) <u>災害その他特別の事情により保険税その他の収入が予定額に達しない場合で、当該年度中の支払に困難を生じた場合</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(基金)</p> <p>第13条 国民健康保険の健全な運営に資するため、国民健康保険支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第14条 毎年度基金として積み立てる額は、<u>次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項に規定する金額で市長が定める額</u></p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認めた金額</u></p> <p>(基金の処分)</p> <p>第17条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) <u>法第75条の7第2項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足が生じた場合</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	